

注意

入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札の際に、次の書面の提出が必要になりました。

(入札書ごとに必要です。)

暴力団員等に該当しない旨の 陳述書 (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完・提出後の訂正は不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

(よくある誤り)「陳述」欄「☐自己の計算において・・・ありません」の☐のチェックは、「他人から資金の提供を受けて、当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には、チェックは不要です。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

〒983-8639 仙台市青葉区片平一丁目6番1号 仙台地方裁判所執行官室 ☎022-223-3845

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 9月30日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 大 張 梓

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年10月20日 午前 9時00分から 令和 8年10月27日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年10月29日 午前10時00分 場 所 仙台地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年11月13日 午後 3時00分 場 所 仙台地方裁判所第4民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	別紙物件目録中、☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 9月30日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	7,102,000 5,681,600	一括	1,420,400	138,844	22,695
1	921,000				
2	6,181,000				



物 件 目 録

- 1 所 在 遠田郡美里町北浦字横埦下
地 番 37番
地 目 宅地
地 積 803.54平方メートル
- 2 所 在 遠田郡美里町北浦字横埦下37番地
家屋 番号 37番
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき2階建
床 面 積 1階102.00平方メートル
2階 67.00平方メートル
(未登記附属建物)
種 類 物置
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積 約9.93平方メートル

物 件 明 細 書

令和 8年 7月29日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 工 藤 洋 志

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。



5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 遠田郡美里町北浦字横埦下
 地 番 37番
 地 目 宅地
 地 積 803.54平方メートル

2 所 在 遠田郡美里町北浦字横埦下37番地
 家屋 番号 37番
 種 類 居宅
 構 造 木造かわらぶき2階建
 床 面 積 1階102.00平方メートル
 2階 67.00平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
 床 面 積 約9.93平方メートル



令和 7年(ケ)第 188号
令和 8年 1月23日受理
令和 8年 3月 5日提出

現況調査報告書

仙台地方裁判所

執行官 内 藤 和 宏 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 遠田郡美里町北浦字横埦下
地 番 37番
地 目 宅地
地 積 803.54平方メートル

所有者A

- 2 所 在 遠田郡美里町北浦字横埦下37番地
家屋 番号 37番
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき2階建
床 面 積 1階102.00平方メートル
2階 67.00平方メートル

所有者B



(土地・建物用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり				
住居表示	(住居表示未実施)				
土地	物件1				
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)				
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐				
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☒ その他の者(B) 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)				
その他の事項	3枚目「その他の事項」記載のとおり				
建物	物件2				
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:				
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある { 種類:物置 構造:木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積:9.93平方メートル(概測)				
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)				
その他の事項	3枚目「その他の事項」記載のとおり				
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日 ☐ ある				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 物件1について

本土地は東側で公図上「道」（町道「横埜2号線」－建築基準法第42条1項1号道路）と接している。

本地上に本件所有者所有のカーポートが存する。

本土地上に存する物件2建物の所有者は、本土地所有者の孫であり、本土地利用について特段の定めはない。

■ 物件2について

全体的にきれいに使用されている。

本建物内で猫を2匹飼育している。

本建物は、オール電化仕様である。

物件目録にない附属建物については、法務局での登記の調査、近接性、利用状況等の現場の状況、関係人の陳述から未登記附属建物と認定した。

物件1土地上に本建物の従物であるスチール製物置（動産）が1基、パイプ物置（動産）が2基存する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (物件2所有者)	物件1は、物件2の敷地です。 物件1の所有者Aは、私の祖父であり、物件2の建物を建てる前は、物件1の上には、祖父所有の建物があったのですが、東日本大震災で被災したため、取壊して物件2を建て、その当時は祖父も同居していました。 そのような経緯があり、物件2の新築当時から現在まで、土地利用について特段の定めはなく、金銭の授受也没有ありません。 現在は、物件2の建物には、私が家族と共に居住しています。 物件2の建物は、平成24年7月に私と亡き母Cの共有で建てました。その後、母Cが平成29年3月9日に亡くなり、私が母の持ち分を相続して単独で所有することになりました。 物件1の土地にあるスチール製物置1基とパイプ物置2基及びカーポート1基についてはすべて私の所有です。 物件2の建物を建築して以来、増改築したところはありません。 使用していて支障のあるところはありません。 室内で猫を2匹飼育しています。 本建物は、オール電化仕様です。
■ D (物件1所有者の娘)	私は、物件1所有者Aの娘で、介護施設を経営しており、現在Aも私の施設に入所しております。 このたび、本件物件の調査についての通知をいただきましたが、Aは高齢のため、調査期日に物件所在地に行くことは出来ません。 A所有の物件1土地にBが物件2の建物を建てて利用していますが、祖父と孫の関係ですから土地利用について特段の定めはなく、金銭の授受也没有ありません。そのようにAが述べています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

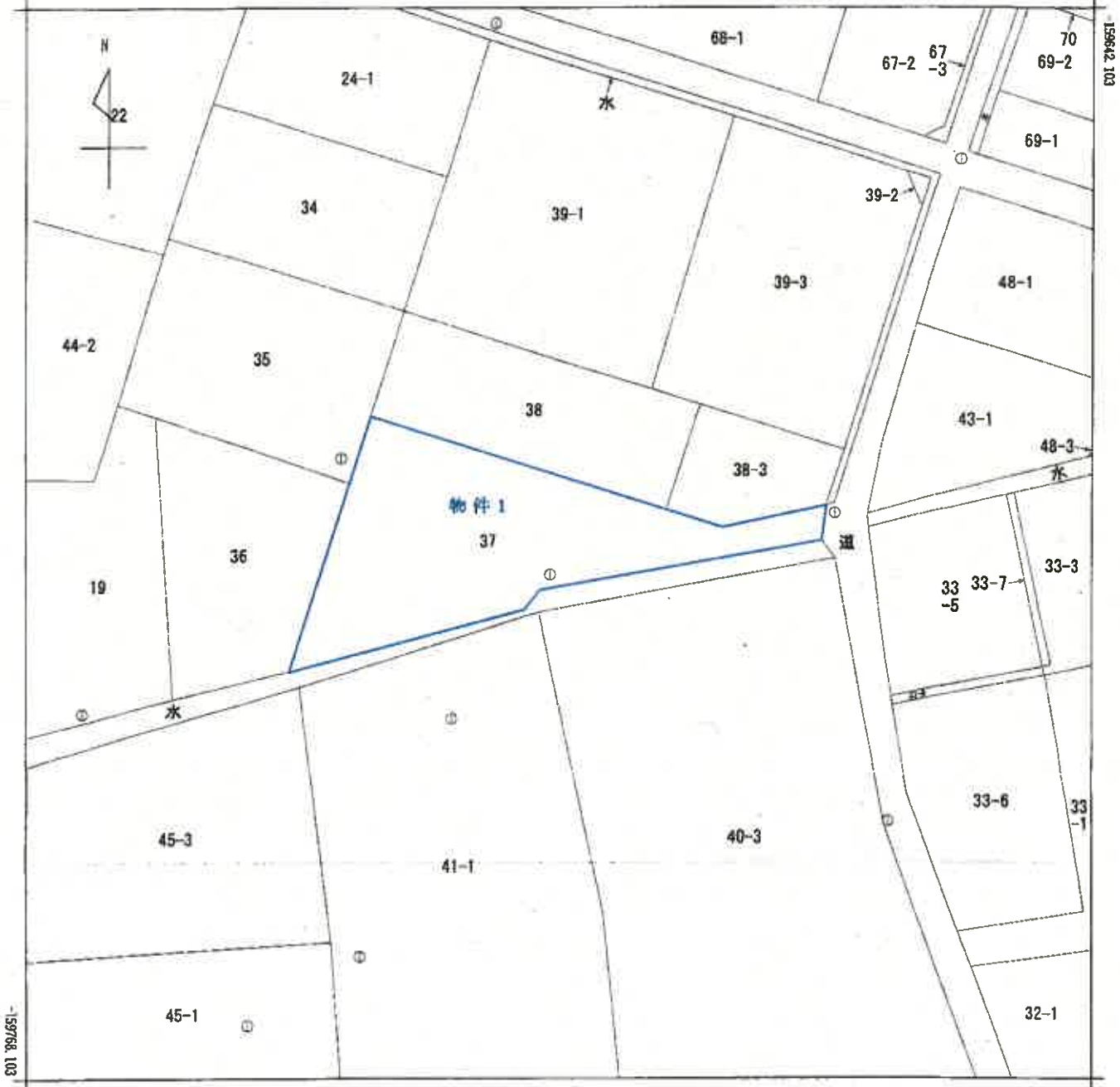
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R8年2月2日(月) 12:40-12:50	物件所在地	物件確認、外観写真撮影
R8年2月2日(月) 13:30-13:40	美里町役場	間取図受領、接道調査
R8年2月10日(火) 10:00-10:10	仙台法務局古川支局	本件物件の全部事項証明書交付申請 (登記中につき取得不可)
R8年2月13日(金) 11:30-11:40	仙台法務局古川支局	本件物件の全部事項証明書受領
R8年2月26日(木) 11:30-11:35	当庁	物件1所有者の娘Dから占有状況等電話聴取
R8年2月27日(金) 14:00-14:30	物件所在地	立入調査、物件2所有者Bから占有状況等聴取、間取り確認、写真撮影、評価人同行
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公 図 写

(座標値補正：図上測定)

+17852.664



+17727.664 (座標値補正：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。

地番
区域見出

北浦字横埦下

A4判に縮小

請 求 分	所 在					遠田郡美里町北浦字横埦下		地 番	37番		
出 力 縮	1/500		精 度 区 分	甲三	座標系 番号又は 記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種 類	地籍図
作 成 年 月 日	昭和48年1月					備 付 年 月 日 (原図)	昭和50年9月16日		補 記 事 項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局古川支局管轄)

令和7年4月16日

仙台法務局

地図整理番号：W97586

登記官

(1/1)

(6 枚目)

登記年月日：平成24年7月19日

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。
(仙台法務局古川支庁管轄)
令和7年4月16日 仙台法務局

登記簿

(7 枚目)

建物図面
各階平面図

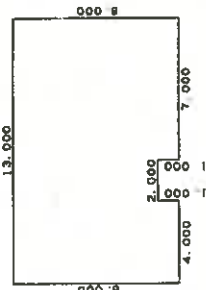
各階平面図

家屋番号 37番

建物の所在 遠田郡美里町北涌字橋坪下37番地

物件2

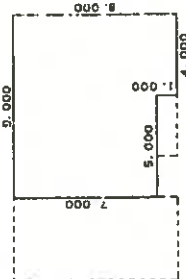
1階



求積表

8.000 x 4.000=	32.000000
7.000 x 2.000=	14.000000
8.000 x 7.000=	56.000000
合計	102.000000
床面積	102.00㎡

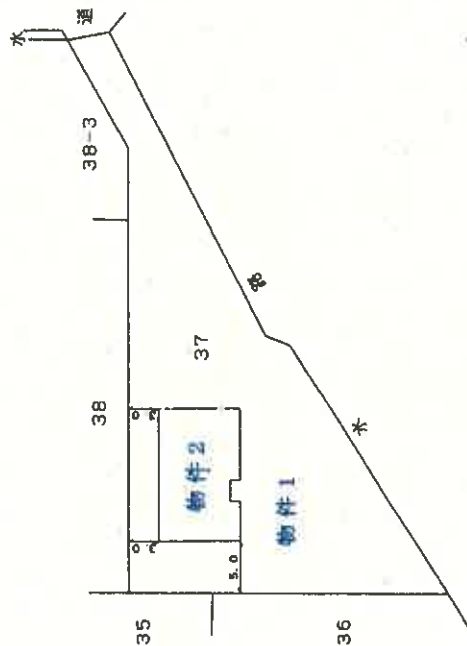
2階



求積表

7.000 x 5.000=	35.000000
8.000 x 4.000=	32.000000
合計	67.000000
床面積	67.00㎡

(白黒写真12)



A4判に縮小

作成者

24年 7月 1日作成

縮尺 1/250

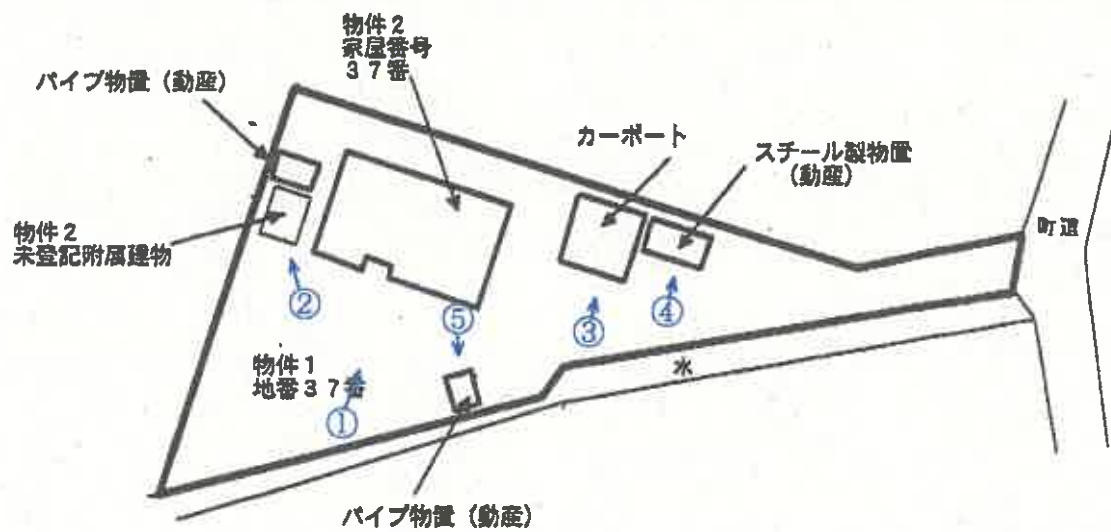
申請人

縮尺 1/500

(日本土地家屋調査士会連合会印)

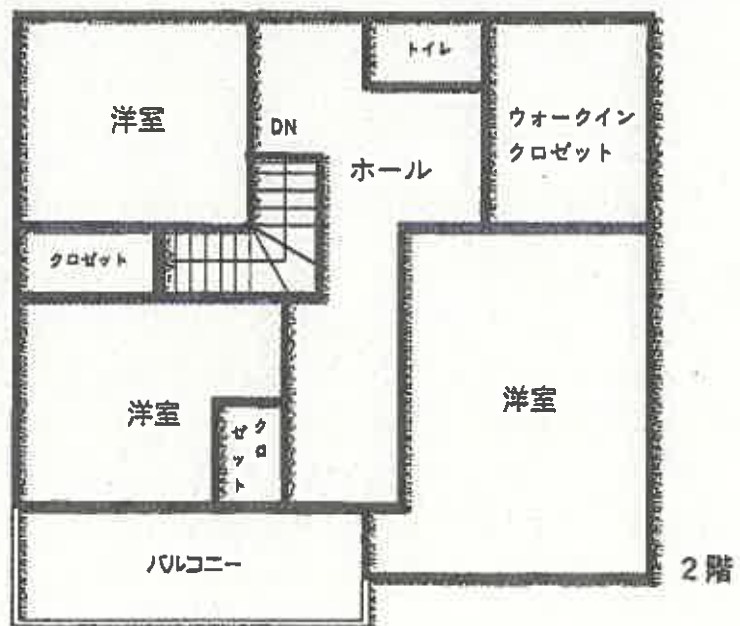
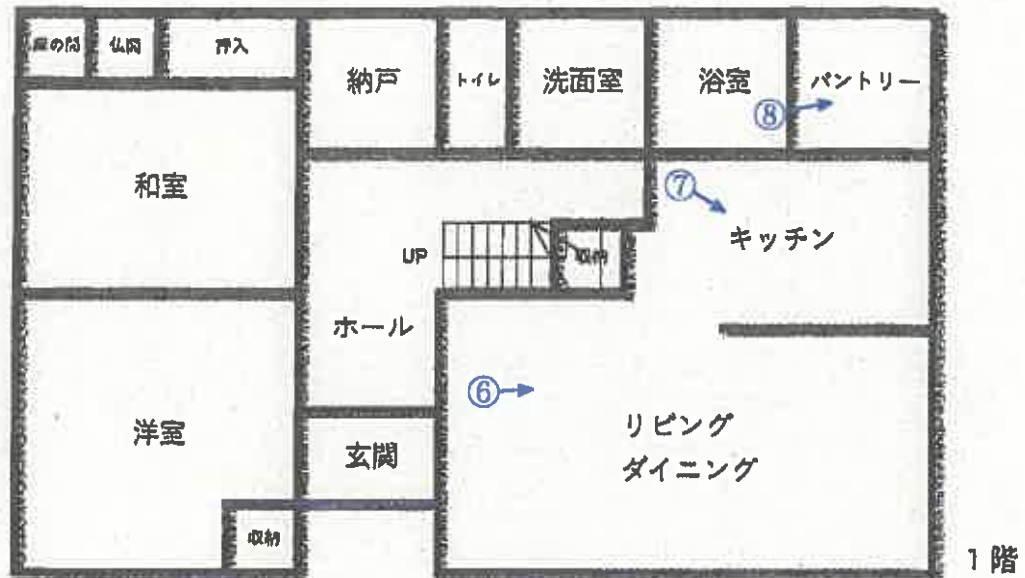
地図総理番号：M97587

土地建物位置関係図



間 取 図

物件1 主である建物



物件1 未登記附属建物



凡 例
 ←○写真(撮影場所)

写真 1

物件2



物件1

写真 2

未登記附属建物



写真 3

スチール製物置(動産)



物件1

写真 4

カーポート



物件1

写真 5

パイプ物置(動産)



物件1

写真 6

以下物件2の内部状況



写真 7



写真 8



写真 9

未登記附属建物の内部状況



令和7年(ケ)第188号
令和8年2月27日 現地調査
令和8年3月13日 評 価

仙台地方裁判所第4民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士 真木 芳美

第1 評価額

一括価格	
金 7,102,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 921,000円
物件2（建物）	金 6,181,000円

- 1 一括価格は、物件1～2の不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の建物の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積		(未登記附属建物) 種類：物置 構造：木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積： 9.93m ² (概測)
番号	特記事項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位 置 ・ 交 通	J R陸羽東線「北浦」駅の東方約1.8km(道路距離) (後添位置図参照)	
付 近 の 状 況	対象不動産は、周囲に農地も残が農家住宅、一般住宅が混在する住宅地域に存する。旧来からの集落地域であり、街路幅員は4m～5mであるが街区の整然性にやや欠ける。国道108号への系統連続性は概ね良好である。特に変動要因も認められないことから、当面の間は現状のまま推移するものと予測される。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 無指定 指定70% 指定200% なし —
画 地 条 件	地 積 間 口 ・ 奥 行 形 状 地 勢 街路接面の状況 そ の 他	803.54㎡ 約4m×約64m(最長部) 不整形(三角形状) 平坦 中間画地 特になし
接 面 道 路 の 状 況	○ 東側幅員約4.5m、町道、舗装(有)、ほぼ等高に接面 建築基準法上：第42条1項1号道路に該当	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件2の建物敷地等として利用されている。	
供給処理施設	上 水 道 不明 下 水 道 あり ガス配管 なし	
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
埋蔵文化財の有無	周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。	
土壌汚染の有無	現地調査や各種資料等を勘案する限度において、土壌汚染の徴表は認定しがたい。	

特 記 事 項	本土地上に本件所有者所有のカーポートが存する。 本土地上に存する物件２建物の所有者は、本土地所有者の孫であり、本土地利用について特段の定めはない。 上水道について、接面する町道には本管が敷設されておらず物件１の北方約60m付近の町道と南方約120m付近の町道には本管が敷設されている。 これら本管に私設管が接続されている可能性が高いが詳細は不明である。 （美里町水道事業所にて聴取） 美里町洪水・土砂ハザードマップによれば、大雨時の洪水浸水想定区域（想定浸水深0.5m以上3m未満の区域）に該当する。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況等(物件2：主である建物)

区 分	主である建物：家屋番号 37番	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日(登記上)	平成24年7月10日 新築
	経過年数	14年
	経済的残存耐用年数	16年
構 造	木造かわらぶき2階建	
仕 様	外 壁	レンガタイル
	内 壁	塗り壁等
	天 井	杉板目合板等
	床	フローリング、畳等
	設 備	電気設備、給排水、衛生設備
	そ の 他	オール電化仕様
	(注) 建物に付属する各種住宅設備については、動作確認まではできないため 使用可能か否かについては不明である。	
床面積(現況)	延 169.00㎡	
現 況 用 途 等	現 況 用 途	居宅
	間 取 り	別添間取図のとおり
品 等	やや優る	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況等	「現況調査報告書」記載のとおり	
特 記 事 項	全体的にきれいに使用されている。 本建物内で猫2匹を飼育している。 物件目録にない附属建物については、法務局での調査、利用状況等の現場の状況、関係人の陳述から未登記附属建物と認定した。	

(物件 2 : 未登記附属建物)

区 分	未登記附属建物	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建 築 年 月 日 (登 記 記 載)	不 詳
	経 過 年 数	不 詳
	経 済 的 残 存 耐 用 年 数	ほ ぼ 終 了 し て い る
構 造	木造垂鉛メッキ鋼板葺平家建	
仕 様	外 壁	カラー鉄板
	内 壁	合板
	天 井	合板
	床	合板
	設 備	電気設備
	そ の 他	なし
	(注) 建物に付属する各種住宅設備については、動作確認まではできないため 使用可能か否かについては不明である。	
床面積 (現況)	9.93㎡ (概測)	
現 況 用 途 等	現 況 用 途	物置
	間 取 り	別添間取図のとおり
品 等	劣る	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況等	「現況調査報告書」記載のとおり	
特 記 事 項	老朽化が進んでおり、独立した経済価値は認められない。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 補正率 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ＝オ
1	8,730	0.48	803.54	0.80	2,694,000

ア 標準画地価格（公示価格等との規準をもとに査定）

地価調査基準地〔美里（県）-3〕

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 規準とした価格
 9,800円/㎡ × 99.8 /100 × 100/ 100 × 100/ 112 ≒ 8,730円/㎡

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 概ね標準的

◇ 地 域 格 差 : 街路条件5% (1.05)、環境条件+7% (1.07)

相乗積 1.05 × 1.07 ≒ 1.12

イ 個 別 格 差 : 形状-20% (0.80)

間口奥行の関係-15% (0.85)

上水道の状態-30% (0.70)

相乗積 0.80 × 0.85 × 0.70 ≒ 0.48

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価補正 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じ、建物価格を判定した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ＝エ
2 主である建物	240,000	169.00	0.42	17,035,000

ウ 現価率

経過年数14年、経済的残存耐用年数16年、観察減価率20%、残価率0%により現価率を査定した。

◇現価率 0.69 ≒ {0 + (1-0) × (16年/30年)} × (1-0.2)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ÷エ
1	2,694,000	1.00	0.05	使用借権	135,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲：上記物件番号の土地の100%の範囲とした。

ウ 土地利用権等割合：土地利用権等を使用借権と判定し、その割合を上記の通りと判断した。

(2) 評価額(内訳価格及び一括価格)

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算(円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	2,694,000	- 135,000		0.60	0.60	921,000
2	17,035,000	+ 135,000	1.00	0.60	0.60	6,181,000
一括価格(合計)						7,102,000

ウ 占有減価修正：修正の必要はないものと判断した。

エ 市場性修正：不動産需要が乏しい地域に存することを考慮した。

オ 競売市場修正：「評価の条件」記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

※算定結果については千円未満四捨五入の処理を行った。

第6 採用した地価公示標準地等の概要

地価調査基準地〔美里（県）-3〕

所 在：遠田郡美里町北浦字浦田97番1

価 格：9,800円/㎡

位 置：JR陸羽東線「北浦」400m

価 格 時 点：令和7年7月1日

地 積：537㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：南9m町道

用途指定等：非線引都市計画区域、建蔽率70%、容積率200%

地 域 の 概 要：一般住宅と農家住宅が混在する住宅地域

第7 附属資料の表示

- 1 位置図（国土地理院地図）
- 2 公図写
- 3 土地建物位置関係図
- 4 建物図面・各階平面図
- 5 間取図

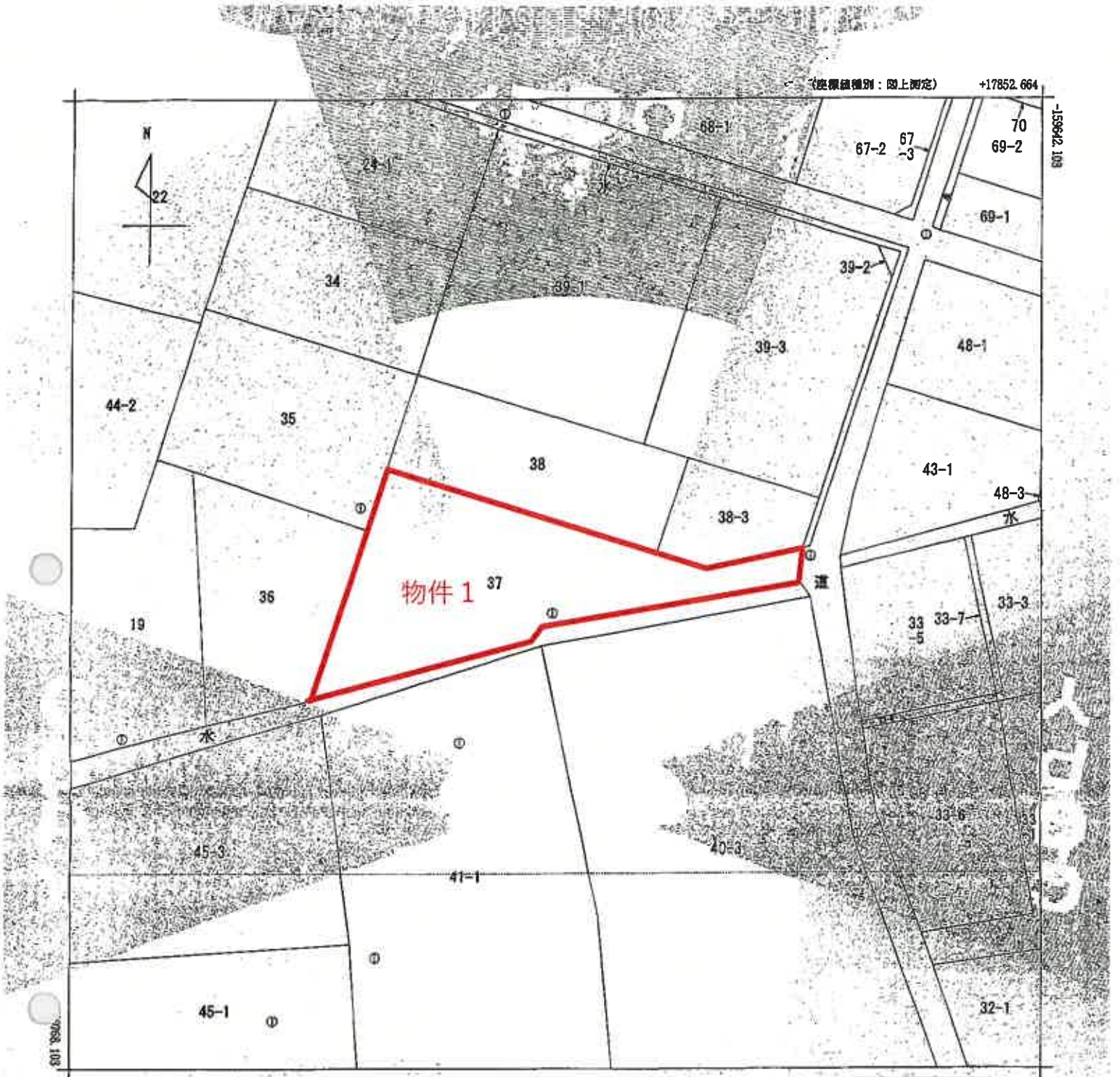
以 上

令和 7 年 (ケ) 第 188 号

物 件 目 録

- 1 所 在 遠田郡美里町北浦字横埦下
地 番 37 番
地 目 宅地
地 積 803.54 平方メートル
- 2 所 在 遠田郡美里町北浦字横埦下 37 番地
家屋 番号 37 番
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき 2 階建
床 面 積 1 階 102.00 平方メートル
2 階 67.00 平方メートル





+17727.664 (座標値種別：国上測定)
(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(toyokuraibeiyouonki2011.par)による修正がされています。

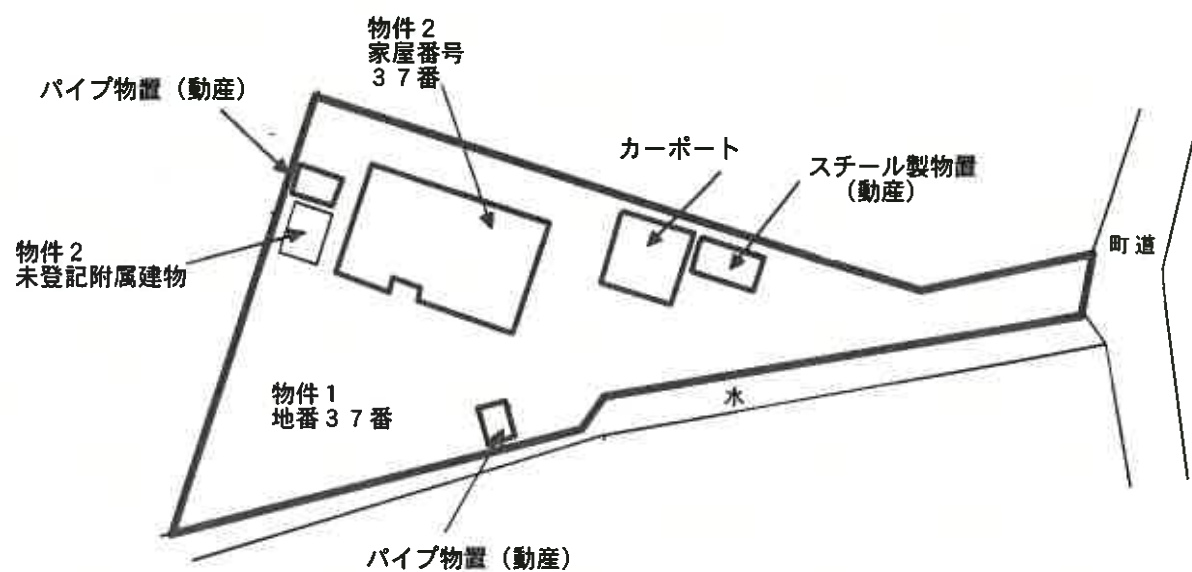
地番区域見出
北浦字横埦下

請求部	所在	遠田郡美里町北浦字横埦下					地番	37番		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系又は記号	X	分類	地籍法第14条第1項		種類	地籍図
作成年月日	昭和48年1月			測量年月日 (図内)	昭和48年1月1日			備考		

これは地図に記載されている内容を印刷した画面である。
(仙台北法務局古川支局管轄)
令和7年11月18日
東京法務局新宿出張所
登記官

A4判に縮小

土地建物位置関係図



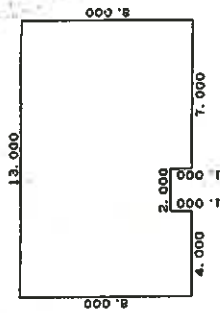
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(仙台法務局古川支局管轄)
令和7年11月18日 東京法務局新宿出張所

登記号

A4判に縮小

各階平面図

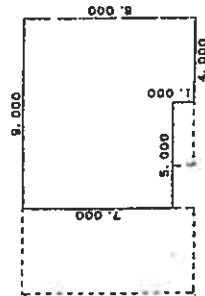
1階



求積表

8,000 x 4,000 =	32,000,000
7,000 x 2,000 =	14,000,000
8,000 x 7,000 =	56,000,000
合計	102,000,000
床面積	102.00㎡

2階



求積表

7,000 x 5,000 =	35,000,000
8,000 x 4,000 =	32,000,000
合計	67,000,000
床面積	67.00㎡

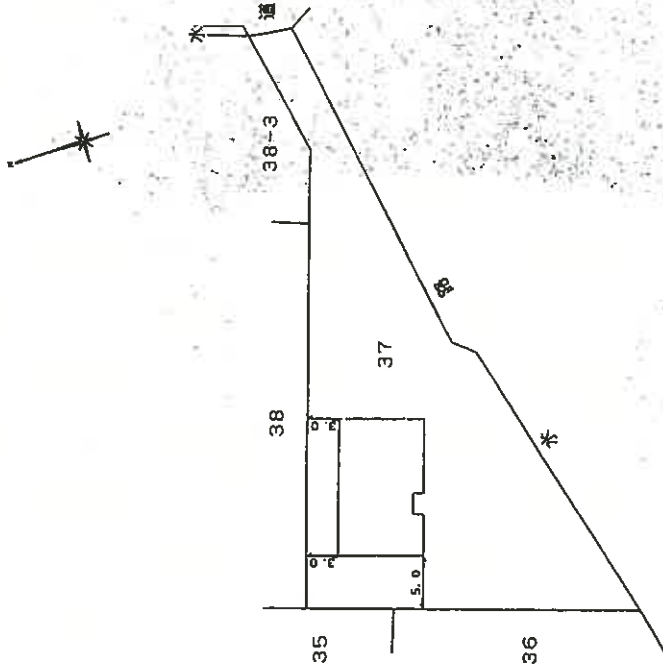
(日経地産)

建物図面
各階平面図

物件 2

家屋番号 37番

建物の所在 遠田郡美里町北涌字横坪下37番地



作成者

平成24年7月1日作成

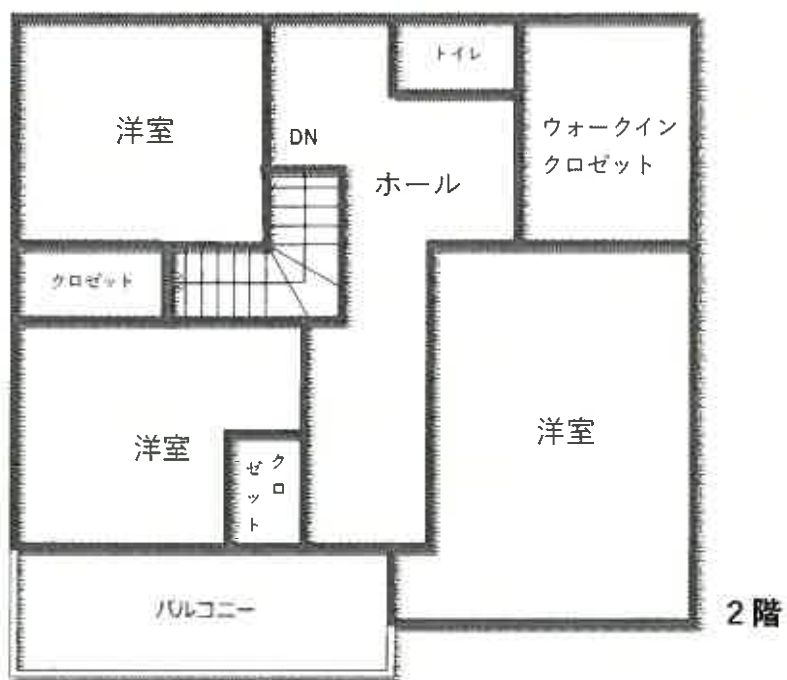
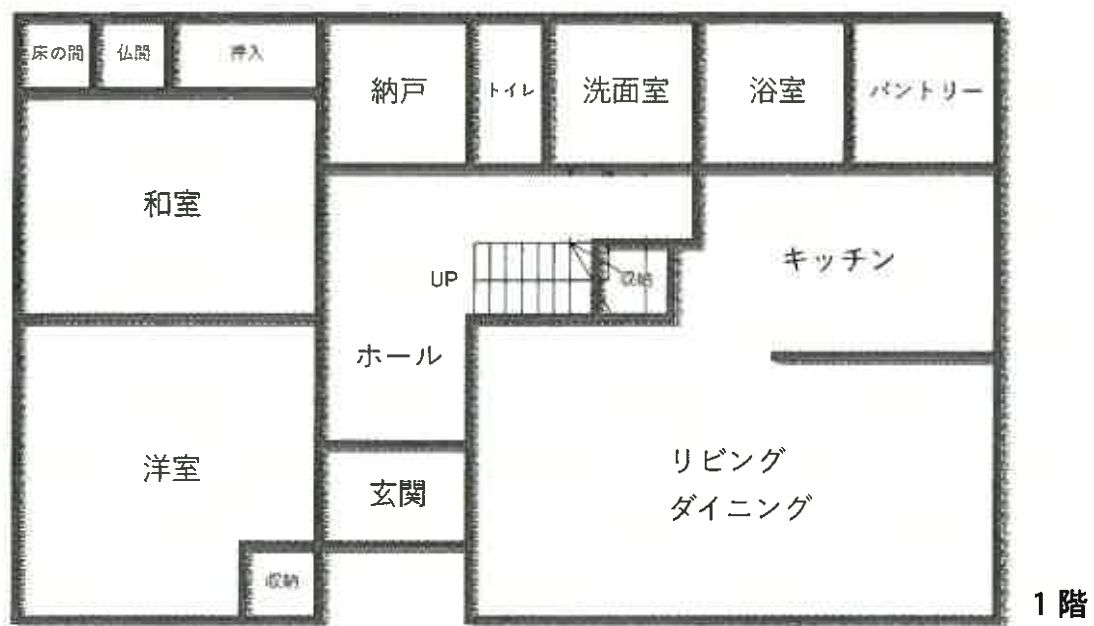
縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

間 取 図

物件1 主である建物



物件1 未登記附属建物

